

## 平成29年度第1回千葉市地域公共交通会議構成員

区分	所属機関	役職名	氏名
(1) 学識経験を有する者	日本大学	名誉教授	榛澤 芳雄
(2) 連絡調整対象の一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	千葉中央バス株式会社	営業部乗合担当係長	中川 拓生
	(社) 千葉県バス協会	専務理事	花崎 幸一
(3) 連絡調整対象の一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	(社) 千葉県タクシー協会	専務理事	土屋 信乃夫
(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	千葉県私鉄労働組合連合会	書記長	小川 悟
(5) 住民又は利用者の代表	千葉市中心市街地東口エリア循環バス運行協議会	会長	竹内 恵智郎
(6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	中村 光秀
(7) 道路管理者	千葉市建設局土木部	土木部長	斉藤 平
	千葉国道事務所	交通対策課長	小島 喜一
(8) 千葉県警察	千葉県警察本部 交通部交通規制課	課長	杵淵 賢二
(9) 千葉市都市局都市部長	千葉市都市局都市部	都市部長	松本 真吾
(10) その他の交通会議の運営上必要と認められる者	千葉市都市局都市部都心整備課	都心整備課長	那須 一恵

(敬称略)

### 千葉市地域公共交通会議設置要綱抜粋 (組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 連絡調整対象の一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 連絡調整対象の一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 千葉県警察
- (9) 千葉市都市局都市部長
- (10) その他の交通会議の運営上必要と認められる者